

総売上高の把握について

①事業所母集団データベースとの関係

- a 事業所母集団データベースにおけるデータの整備状況はどのようになっているか。特に、今回、基礎調査で新たに把握する総売上高に係るデータはすでに整備されているのか。
- b 経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）や試験調査において、総売上高が調査されているが、その把握状況（特にサービス業）はどのようになっているか。
- また、当該データの事業所母集団データベースへの登録はどのようになっているか。仮に、事業所母集団データベースへの登録が行われていない場合、いつごろをめどに登録を行うのか。

【回答】

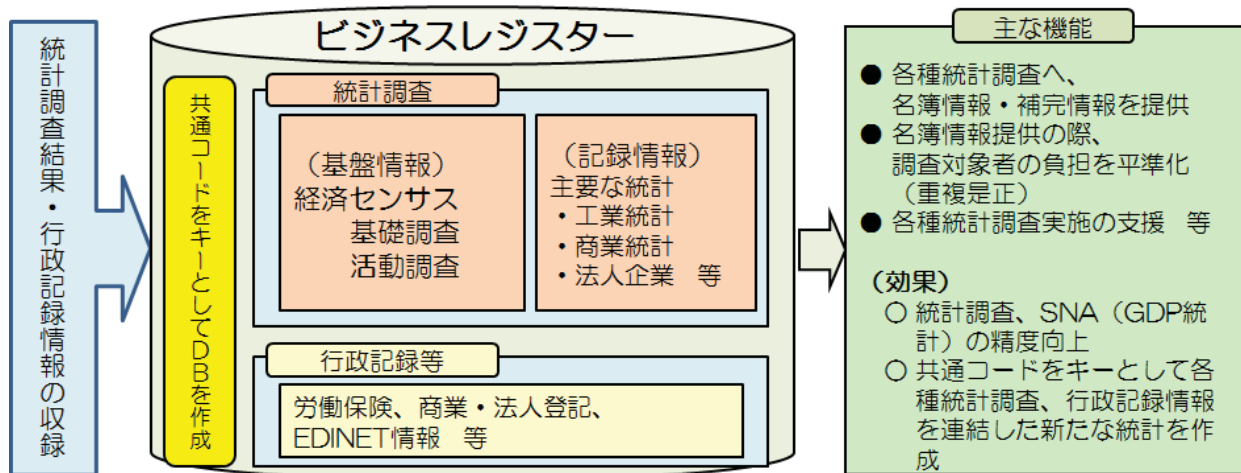
- 1 事業所母集団データベースの整備状況については、平成25年1月にシステムの開発を完了し、運用を開始。順次、平成24年経済センサス-活動調査の結果（速報）と行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報）について、照合した上で統合し、蓄積中。
- 2 平成24年経済センサス-活動調査の結果も含めて、総売上高に係るデータについては、現時点では、整備されていない。
- 3 平成24年経済センサス-活動調査については、現在、8月の確報集計結果の公表に向けての作業を最優先に行っているところ。総売上高を始めとした各調査事項に係る精度検証については、確報集計結果の公表の後に逐次行うことから、現時点において回答することができない。
- 4 また、平成21年経済センサス-基礎調査に関する試験調査及び平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査における把握状況は下表のとおりである。

	平成21年経済センサス- 基礎調査に関する試験調 査 (総売上高なし)	平成26年経済センサス-基礎調査 に関する試験調査	
		基礎調査票	
		総売上高あり	総売上高なし
回収率	81.7%	81.8%	87.2%
記入率（総売上高）	—	88.2%	—

※ 記入率（総売上高）は、総売上高が記入できない場合もある支所事業所を除いて算出したもの。

- 5 平成24年経済センサス-活動調査の総売上高に係るデータの事業所母集団データベースへの登録は、確報公表終了後（26年2月予定）に行う予定。

【参考】



①

c 今回の基礎調査の結果の事業所母集団データベースへの登録はいつごろを予定しているのか。当該データの登録時点で母集団名簿の情報として利用することは適切か。

【回答】

- 1 平成 26 年経済センサス-基礎調査の結果については、速報集計公表(平成 27 年 6 月)後、総売上高も含めて事業所母集団データベースに記録し、最新の母集団情報(26 年次フレーム(速報版))として速やかに提供する予定としている。

- 2 また、確報集計公表(平成 27 年 11 月)以降、関連項目の更新を行い、適時最新の母集団名簿として提供する予定であり、提供時期として適当なものと考えている。

①

d 事業所母集団データベースにおいて、総売上高をデータベースに反映させる統計調査にはどのようなものがあるか。該当する統計調査については、工業統計調査、特定サービス産業実態調査と同様に、データ移送の措置をとるのか。

【回答】

1 「事業所母集団データベースの整備方針について」（平成23年3月25日総務大臣決定）に基づき事業所母集団データベースに記録する統計調査は、経済センサス-基礎調査、活動調査を除くと19の統計調査であり、このうち事業所母集団データベースに総売上高を反映させる統計調査は、総売上高の調査項目のある15の統計調査（※）である。

※15の統計調査

調査名	調査種別	調査対象	客体数※ ¹
サービス産業動向調査	一般統計	事業所※ ²	4万件
個人企業経済調査	基幹統計	事業所	4千件
学校基本調査（うち収入額調査対象）	基幹統計	事業所	6万件（約3百件）
農林業センサス（法人組織経営体）	基幹統計	事業所	3万件
商業統計調査	基幹統計	事業所	172万件
工業統計調査	基幹統計	事業所	25万件
エネルギー消費統計調査	一般統計	事業所	18万件
科学技術研究調査	基幹統計	企業	2万件
法人企業統計調査	基幹統計	企業	4万件
経済産業省企業活動基本調査	基幹統計	企業	4万件
中小企業実態基本調査	一般統計	企業	11万件
建設工事施工統計調査	基幹統計	企業	11万件
特定サービス産業実態調査	基幹統計	事業所・企業	5万件
特定サービス産業動態統計調査	一般統計	事業所・企業	4千件
商業動態統計調査	基幹統計	事業所・企業	2万件

※1：客体数は「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」による（ただし、商業統計調査については、今回諮問した変更申請による数）

※2：サービス産業動向調査の調査対象「事業所」は平成24年調査まで

2 データ移送の措置をとる統計調査については、以下の全ての条件に当てはまる必要があると考えている。

- ① 経済センサス-基礎調査のための名簿作成時点までに、調査対象の名簿の入手が可能であること
- ② 報告義務がある基幹統計調査で回収率が高いこと
- ③ 事業所を対象とした統計調査であること
- ④ 売上高を把握する期間（＝経理対象期間）について経済センサス-基礎調査との整合性がとれていること

3 これに基づき、データ移送の措置をとる統計調査は工業統計調査及び特定サービス産業実態調査とする。

①

e 総務省は、統計法第 27 条の規定に基づき、事業所母集団データベースの整備事業として、事業所・企業への照会を行っているが、整備事業の実績、把握の内容はどのようなものか。

【回答】

- 1 総務省では、母集団情報の維持・更新の精度向上のため、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に沿って、行政記録情報（労働保険情報及び商業・法人登記簿情報）に基づく事業所・企業への照会業務を行っており、照会により得られた内容に基づき事業所母集団データベースへの登録を行っている。
- 2 労働保険情報に基づく照会業務については、平成23年度において試験照会を実施し、平成24年度から本格実施を開始し、労働保険情報により把握された新設事業所に対し、主な事業の内容、従業員数、事業所の総売上高、資本金額等について、郵送により照会を平成24年5月から毎月定期的に行っている。
さらに、労働保険情報を基に廃業したと思われる事業所に対し、事業の実施状況等について、電話等による確認を実施している。
- 3 加えて、商業・法人登記簿に基づく照会は、労働保険情報に基づく照会対象との重複を排除し、年1回の照会として実施している。
- 4 照会対象事業所数（年ベース）は、次のとおりである。
新設照会：労働保険情報約14万事業所^{※1}、商業・法人登記簿情報約10万事業所^{※2}
廃業確認：労働保険情報約6万事業所、商業・法人登記簿情報約3万事業所

※1：労働保険情報の新設約65万事業所のうち、照会対象外となる建設現場、国・地方公共団体の事業所等を除外した数

※2：商業・法人登記簿情報の新設約15万事業所のうち、設立年月日が照会対象外のもの、労働保険情報に基づく照会対象となるもの等を除外した数

①

f 事業所母集団データベースの整備事業で把握された情報は、どの程度の期間で事業所母集団データベースに反映されるのか。

【回答】

- 行政記録情報から把握された新設・廃業と思われる事業所を抽出後、各種照会を実施し、内容審査等を行い、約半年後にデータベースに反映される。

(1か月目に、事業所母集団データベース等との重複確認(機械照合及び目視による照合)、2～4か月目に、照会票の送付・回収、督促はがきの送付・回収、電話による督促・回収等を実施し、3～6か月目に、回収されたものから順次、独立行政法人統計センターにおいて、内容審査、産業分類符号格付け、データチェック等の実施後、データベースへの登録を行う。)

①

- g 事業所母集団データベースの整備事業と基礎調査との役割分担はどのようになっているか。
- h 事業所母集団データベースの整備事業を行うことに加え、基礎調査で重ねて実態を把握する必要性・緊急性は何か。

【回答】

1 経済センサス-基礎調査は、同一時点において、すべての産業分野における事業所及び企業を網羅的に調査し、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにするとともに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿（母集団情報）を得ることを目的に実施している。

事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務は、母集団情報を経常的に整備・更新することを目的に実施している。具体的には、行政記録情報を情報源とし、事業所及び企業の新設・廃止等の異動情報を適時に把握することにより、行っている。

2 平成28年経済センサス-活動調査の名簿情報の基となる母集団情報を的確に整備するためには、事業所母集団データベースの整備事業で現在活用している行政記録情報のみでは、母集団情報全体の新設・廃業を網羅することに不足がある。このため、平成26年経済センサス-基礎調査の実施により、あらためて全国の全事業所を対象として網羅的に母集団情報を整備する必要がある。

具体的に行政記録情報で不足がある主な情報は、以下のとおりである。

- ・法人企業の支所の改廃
- ・法人企業の廃業
- ・個人企業の「雇用者なし」事業所の新設・廃業

② 地方公共団体の負担増への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、実査を担当する地方公共団体への負担が増すことが想定されるが、どのように考えているか。

【回答】

- 1 今回の経済センサス-基礎調査において総売上高を把握することは、母集団情報の整備等に有用な情報のために必要となる調査項目を追加したものである。これは、他調査においてもその必要性に応じて、調査項目の追加がある場合と同様のものと考えている。
- 2 総売上高を把握することにより、実査を担当する地方公共団体において、調査対象事業所への説明や照会対応など、負担が増すことのないよう、調査対象となる事業所からの理解を得るべく、広報や協力依頼など調査環境の改善の推進を図ることとした。
[具体的な取組]
 - ・工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の調査対象については、関係省庁の協力により両調査で把握した総売上高のデータを移送し、報告者負担を軽減
 - ・オンライン調査の実施による調査客体の利便性の向上及び情報保護意識への対応
 - ・調査項目として総売上高の必要性・重要性を記載したリーフレット等を活用した調査協力依頼の強化
 - ・即時かつ的確に双方向で情報発信を行うことのできるソーシャルメディア等を活用した広報の工夫
- 3 また、地方公共団体に影響を与える事務のひとつとして、総売上高を含む調査票データの審査事務が考えられるが、審査については、限られた期間で当該事務を行う必要があることを踏まえ、地方公共団体の審査時に使用することを予定している「調査票データ審査システム（仮称）」の活用を通じた審査内容の重点化・効率化を図ることとしている。

③ 他の基幹統計調査等との重複調整への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、同様に総売上高を把握し、かつ、同時期に実施される他の基幹統計調査との重複調整についての考え方はどのようになっているか。また、他府省との調整結果はどうなっているか。

【回答】

- 1 今回の経済センサス-基礎調査において総売上高を把握するに当たっては、報告者負担軽減の観点から、既に各府省が実施する統計調査が把握されていることを踏まえ、各種統計調査のうち、関係省庁の協力により総売上高のデータ移送が可能なものについては、総売上高の調査は行わない（報告を受けた）ものとする。

- 2 データ移送を受けられることができる条件としては、以下の全ての条件に当てはまる必要があると考えており、該当する統計調査については、データ移送の詳細を検討する。
 - ① 経済センサス-基礎調査のための名簿作成時点までに、調査対象の名簿の入手が可能であること
 - ② 報告義務がある基幹統計調査で回収率が高いこと
 - ③ 事業所を対象とした統計調査であること
 - ④ 総売上高を把握する期間（＝経理対象期間）について経済センサス-基礎調査との整合性がとれていること

- 3 上記の考え方については、総売上高を把握している統計調査を所管する各府省に対して説明や情報共有を図っており、これに基づくデータ移送の対象とする統計調査は、平成 25 年工業統計調査及び平成 26 年特定サービス産業実態調査を想定している。

③

b 今回は工業統計調査と特定サービス産業実態調査のデータの移送を予定しているが、その具体的方法はどういうものか。また、他の統計調査はどのように調整を図る予定があるか。

【回答】

- 1 データ移送の具体的方法は以下のとおりを想定している。
 - ① 調査実施前に、工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の調査対象の名簿と経済センサスの名簿を照合し、移送対象となる事業所を特定する。
 - ② 調査実施後に、それぞれの調査結果データより総売上高を移送する。

- 2 また、他の統計調査については、調査対象の名簿が経済センサス経済センサス-基礎調査の実施前に入手できないなど、前述（③ a）のデータ移送を行うための条件に当てはまらないことから、データ移送の対象調査としない。そのため、2つの調査の外には調整は行わない。

④ 回収率、捕捉率に関する懸念への対応

a 基礎調査で総売上高を把握することにより、回収率低下の可能性があるが、事業所母集団データベースの整備の観点からみて問題はないか。また、総売上高を基礎調査で把握することにより、次回の活動調査のための母集団情報への影響はないか。

【回答】

- 1 平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査において、総売上高の有無による調査票の回収率は、全体としては総売上高なしの調査票のほうが高かったが、市区別にみると、総売上高ありの調査票のほうが回収率が高い市区もあり、総売上高以外の他の要因が回収率に影響を与えている場合もある。なお、平成21年経済センサス-基礎調査に関する試験調査（総売上高なし）と平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査（総売上高あり）の回収率は同等であった。
- 2 また、記入率についてみると、総売上高の記入率よりも記入率の低い調査事項もあり、この点からみても総売上高が調査事項として入ることにより、ただちに記入率が低下するものでないと考えられる。
- 3 経済センサスにおいては、調査員が担当地域をくまなく巡回し、地域内にある全ての事業所・企業を実地に確認して調査対象となる事業所を捕捉することから、経済センサス-基礎調査において総売上高を把握することに起因して事業所の捕捉率が低下することはないと考えられる。
- 4 このような点を踏まえ、
 - ① 地方公共団体において有効であったとされる手法を地方公共団体同士で共有すること等により事務体制の整備
 - ② オンライン調査の実施による調査客体の利便性の向上及び情報保護意識への対応（試験調査においてオンライン回答のあった96.8%は総売上高を記入）
 - ③ 調査項目として総売上高の必要性・重要性を記載したリーフレット等を活用した調査協力依頼の強化
 - ④ 即時かつ的確に双方向で情報発信を行うことのできるソーシャルメディア等を活用した広報を工夫
 等の手段を講じて、母集団情報への影響がないよう万全を尽くしてまいりたい。

【参考】

調査項目		平成26年経済センサス-基礎調査に関する試験調査	
		総売上高あり	総売上高なし
	回収率	81.8%	87.2%
総売上高	記入率	88.2%	—
資本金等の額	記入率	86.0%	

※1 総売上高の記入率は、総売上高が記入できない場合もある支所事業所を除いて算出したもの。

※2 資本金等の額の記入率は、総売上高の有無による集計を行っていない。

⑤ 総売上高を層化項目とする必要性

a 基礎調査で把握した総売上高を層化項目として、標本調査を行うメリットは何か。また、総売上高を層化項目とすることについて、現時点で何らかの具体的な要望があるか。

【回答】

1 総売上高を層化項目とするメリットについては、統計数理理論の面からは、層化抽出によって総売上高を推定する調査を考えると、従業者数に比例した標本配分で総売上高を推計するよりも、各層の総売上高のばらつき（標準偏差）に比例した標本配分（ネイマン配分）で推計する方が、全体の誤差（平均の標準偏差）が小さくなることが理論的に証明されている。このため、従業者数等のデータを基に層化するよりも、総売上高を用いて層化したほうが、結果精度が向上することとなる。

また、EuroStatが作成した「ビジネスレジスター勧告マニュアル」第5章によれば、統計単位に関する規模指標には、雇用数、取引額、純資産額（金融業）などがあり、雇用数による層化は適切でない場合があるとしている。このため、その他の規模指標（取引額、純資産額（金融業）など）の利用を可能とするのが望ましいとしている。

なお、この規模指標は毎年更新されるべきことも記述されている。

2 具体的な要望については、

- ① 個人企業経済調査（総務省）において、今後の見直しの中で「総売上高」による層化について検討することとしている。
- ② 企業短期経済観測調査（日本銀行）において、経済センサスの総売上高を利用した母集団情報の抽出についても検討している。

【参考】

総売上高を層化項目とした標本抽出の必要性について、その一般論として、以下のとおり統計委員会の答申においても指摘されている事例がある。

府統委第115号 平成23年9月22日

「諮問第38号の答申 建設工事統計調査の変更について」（抜粋）

2. 理由等

(1) 建設工事施工統計調査の変更

ア 抽出方法の見直し

(ア) 標本抽出に使用する完成工事高データの変更

建設工事施工統計調査において、標本の抽出率は、完成工事高を基に算出している。この完成工事高のデータは、前回調査までは昭和53年度のものを使用していたが、今回調査からは直近の利用可能なデータに改めることとしている。（略）

3. 今後の課題

(2) 標本設計の見直し

（略）この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

⑤

b 総売上高を層化項目とする対応を基礎調査で行う緊急性はあるか。

【回答】

- 1 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に記載されているとおり、正確に更新された母集団情報の整備は、限られた統計リソースの下で、精度が高い一次統計を作成するために重要なものである。
- 2 経済構造統計の立ち上げ期における取組として、総売上高を用いた層化について、その有用性を検証する必要がある。
- 3 検証に当たっては、一時点における比較だけでなく、時系列的な動向についても検証する必要があると考えており、平成24年経済センサス-活動調査の結果データのみでは時系列的な視点からの検証ができない。
- 4 したがって、平成26年経済センサス-基礎調査においても総売上高に関するデータを整備する必要がある。

⑤

- c 現在、事業所母集団データベースで把握されている各種データを元に層化した場合と総売上高を元に層化した場合でどの程度の違いがあるのか。(定量的に確認されているのか。)
- d 総売上高を層化項目とする効果は何か。

【回答】

- 1 層化抽出によって総売上高を推定する調査を考えると、従業者数に比例した標本配分で総売上高を推計するよりも、各層の総売上高のばらつき（標準偏差）に比例した標本配分（ネイマン配分）で推計する方が、全体の誤差（平均の標準偏差）が小さくなることが理論的に証明されている。
- 2 このため、従業者数等のデータを基に層化するよりも、総売上高を用いて層化したほうが、結果精度が向上することとなる。

⑤

e 諸外国において、総売上高を層化項目として用いている事例はあるか。

【回答】

1 前述（⑤ a）にも記載してあるとおり、EuroStatが作成した「ビジネスレジスター 勧告マニュアル」第5章によれば、統計単位に関する規模指標には、雇用数、取引額、純資産額（金融業）などがあり、雇用数による層化は適切でない場合があるとしている。

このため、その他の規模指標（取引額、純資産額（金融業）など）の利用を可能とするのが望ましいとしている。

また、この規模指標は毎年更新されるべきことも記述されている。

2 カナダ統計局が作成した資料によれば、カナダの統一企業調査は約60の年次企業調査から構成されており、一時点におけるビジネスレジスターのスナップショット（年次フレーム）から標本を抽出している。

また、統一企業調査では、精度を向上させるために売上高による規模層化を行っている。